

第 6675 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2021年)令和3年 5月 7日 金曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二)  
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <https://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ♠ 課税事業者選択届をした場合

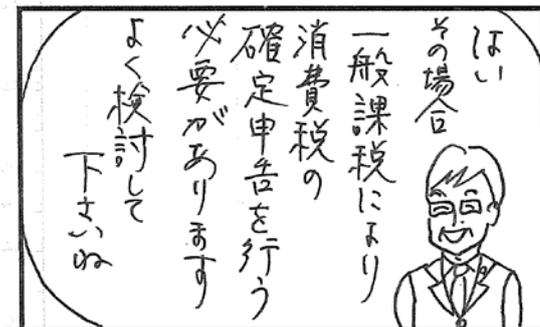
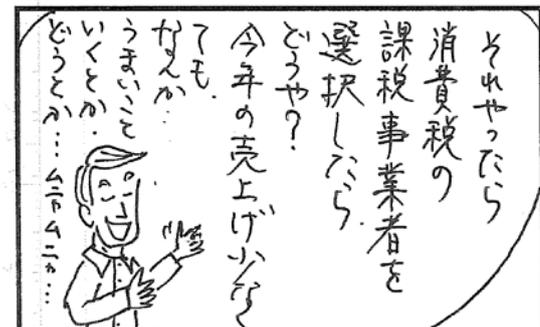
**Q** : 今年開業した事業者ですが、設備投資が結構あるので、消費税の課税事業者を選択しようと思います。この場合は、今年の課税売上が1,000万円なくても3年目も課税事業者になると聞きましたが本当ですか？

**A** : 一般課税により消費税の確定申告を行う必要があります。

### 【解説】

課税事業者を選択した事業者は、課税事業者となった課税期間の初日から原則として2年間は免税事業者となることはできませんが、「消費税課税事業者選択届出書」を提出した事業者は、課税事業者となった課税期間の初日から2年を経過する日までの間に開始した各課税期間中に調整対象固定資産の課税仕入れ等を行い、かつ、その仕入れた日の属する課税期間の確定申告を一般課税で行う場合には、その調整対象固定資産の課税仕入れ等を行った日の属する課税期間の初日から原則として3年間は、免税事業者になることはできず、簡易課税制度を適用して申告することもできません(一般課税により消費税の確定申告を行う必要があります)。よく検討するようにしましょう。

なお、この場合の調整対象固定資産とは、棚卸資産以外の資産で、建物、構築物、機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬具、工具、器具及び備品、鉱業権その他の資産で消費税等を除いた税抜価格が100万円以上のものをいいます。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】